2026-06-16
~~2025-10-10~~
~~2025-04-11~~
~~2024-08-26~~
~~2023-11-09~~
2023-5-18
2022-7-14
~~2020-7-~~30

（一社）日本冷凍空調工業会
冷媒回収機委員会

＜日本冷凍空調工業会＞　回収装置　自己認証一覧表（回収できる冷媒）【2026-06-16現在】

【重要事項】本一覧表はPDF版が正規であり、Excel版は参考である。

【特記】
本一覧表には、通商産業省（現在の経済産業省）検定所認定製品及び自己認証登録製品のメーカー名・型番等を掲載しています。
自己認証（自社検査）とは、通商産業省告示139号第2条を満足することを当該メーカー自身が認証するものであり、一般社団法人日本冷凍空調工業会及び冷媒回収機委員会が保証するものではありません。
また、一般社団法人日本冷凍空調工業会及び冷媒回収機委員会は本一覧表の内容および、それらをご利用になったことにより生じた、いかなる損害についても責任を負いません。

・『回収容器』の記号
＃：（経済産業省令第48号）容器保安規則改正（H31-4-22公布，H31-5-1施行）以前から、各FC類容器に充填できる冷媒として掲名されていた液化フルオロカーボン、液化フルオロオレフィン
▲：（経済産業省令第48号）容器保安規則改正（H31-4-22公布，H31-5-1施行）以降に、（公社）日本冷凍空調学会が各FC類容器に充填できると評価・確認した液化フルオロカーボン

・『不活性ガス』の記号
◆：（経済産業省令第56号）冷凍保安規則改正（H29-7-25公布，同日施行）以前から、冷凍保安規則第2条第1項第3号に掲名されていた不活性ガス
☆：上記◆の中に記載されている特定不活性ガス
□：（経済産業省令第56号）冷凍保安規則改正（H29-7-25公布，同日施行）以降に、（公社）日本冷凍空調学会が不活性ガスと評価、判定したフルオロカーボン
◎：上記□の中に記載されている特定不活性ガス

【注記】
・FC2類容器には、各回収機で認証されているFC1類容器の区分で回収できる冷媒も回収・充填できます。
・FC3類容器には、各回収機で認証されているFC2類容器及びFC1類容器の区分で回収できる冷媒も回収・充填できます。
・FC4類容器には、各回収機で認証されているFC3類容器、FC2類容器及びFC1類容器の区分で回収できる冷媒も回収・充填できます。
・各メーカーは、法に基づいて回収機及び回収容器等を含めた回収装置として自己認証をしています。
従って、使用する回収容器の詳細は、各メーカーのホームページ等で必ず確認してください。

（公社）日本冷凍空調学会　新冷媒評価委員会　（R7-8-21 評価結果公表分まで）
https://jsrae.or.jp/site/committee/reibaihyoka/hyokakekka.html

| 社名 | 回収容器（着脱容器） | FC1類容器 | | | | | | | | | | | | | | | | FC2類容器 | | | | | | | | | | | | | | | |